

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 27日

住 所 〒660-0072
兵庫県尼崎市大庄川田町 108-1
事業者名 阪神バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 福浦 秀哉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

移動等円滑化の必要性や支援マニュアルを乗務員に教育し、当社のバリアフリー情報を公表することで、高齢者・障害者等の乗客が安心してバスに乗車できる環境を作っていく。また乗務員のみならず、他の乗客に対しても協力を呼びかけ、高齢者・障害者等の乗客を全体で支援する社会になるよう寄与していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・路線バス車両 ・ハービスOSAKAのりば待合室	ワンステップバスからノンステップバスへの更新(2020年度～) 男女共用便所へ手すり等の設置(2021年度以降)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港リムジンバスにおける車椅子対応車両の周知	2019年12月から運行を開始している空港リムジンバスの車椅子対応車両について、周知を進めて、利用促進を図る。(2019年度～)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー情報の公表	当社車両における車いす利用者の乗車方法等をターミナル等に掲出し、高齢者・障害者の利用者に安心して乗車いただく。(2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇の教本の作成	現在接遇の手引きで基本的な接遇を記載しているが、高齢者・障害者への接遇等より詳細に明記した接遇教本を作成する。(2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

ターミナルに障害者・高齢者に対する必要な協力を呼びかけ、安心して乗車していただけるような環境を作る。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--